

令和2年第9回
箕面市農業委員会総会会議録

令和2年9月15日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年9月15日(火)
午後1時30分から午後2時まで

2. 出席委員(12名)

1番	稲垣 恵一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
6番	麻生 忠	7番	中井 徳治	9番	岸本 信夫
11番	岡沢 聡	15番	中西 利一	17番	長澤 均
19番	加藤 博一	20番	野口 康夫	21番	中井 博幸

3. 欠席委員 4番 笹川 治久 5番 長澤 昇 8番 牧野 弘
10番 坂本 豊廣 12番 尾崎 孝 13番 稲野 実
14番 笹川 悦子 16番 中村 孝三 18番 中井 啓二

4. 会議録署名委員 6番 麻生 忠 7番 中井 徳治

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
主任 辻岡 昌樹、中井 正美、奥田 貴暉

6. 議事日程

第46号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第47号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第48号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第42号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第43号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第44号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第45号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理の取消)
報告第46号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理の取消)
報告第47号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第48号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第49号 農地状況報告の件

令和2年第9回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 　　ただ今から令和2年第9回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- (2名入室)
- 議事 局長 　　次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 　　出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は12名、加えて、笹川治久委員、長澤昇委員、牧野委員、坂本委員、尾崎委員、稲野委員、笹川悦子委員、中村委員、中井啓二委員の9名から委任状の提出がございます。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 　　それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 　　異議なし。
- 議長 　　それでは、6番の麻生委員さん、7番の中井徳治委員さんをお願いいたします。
- 議長 　　次に、日程第2、第46号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
- 事務局 　　本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 　　ただいま議題となりました第46号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料は1ページからでございます。
- 申請地は、粟生間谷西■■■■■■■■■■、地目は台帳、現況ともに畑、面積は■■■■平方メートル他1筆、合計2筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。
- 譲受人の住所は、■■■■■■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、農作業歴は■■年、耕作面積は■■■■平方メートル、通作距離は0.4キロメートル、主たる従事者との関係は■■でございいます。
- 譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名は■■■■氏で、区

事務局
議長

以上、第47号議案のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中井徳治委員

第47号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■の入口の手前約■■■■メートルほどのところ、■■側にある農地です。

譲受人の■■■■氏は、業務に必要な資材置場を市街化区域で探されていましたが、適当な場所が見当たらなかったことから、この度、市街化調整区域ではありますが、譲渡人の■■■■氏から、申請地を譲り受け、資材置場として使用されようとするものです。

周辺の状況は、■■側は水路、■■側は道路、■■側は住宅地及び他人所有の農地、■■側は駐車場となっています。

本件につきまして、■■側に隣接する農地所有者から、「雨水排水は全てを西側道路の側溝に流し、自然浸透も農地に流れてこないようにすること」や「所有農地に無断で侵入しないこと」などを条件に同意書が提出されております。

なお、土地の勾配や排水用に設置するU字溝の大きさや深さなどについて、事務局とともに工事図面や業者への聞き取り、現地調査で確認しましたところ、雨水は西側の道路側溝に排水されるものと考えられます。

以上より、周辺の農業経営に影響はないと考えられますので、転用しても問題はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきまして、許可することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件につきまして、許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付するものです。

次に、日程第4、第48号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第48号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、■■■■氏です。

事務局

特例農地等の明細は、今宮■■■■、地目は、申告時は田、現在は、畑、面積は申告時・現在ともに、■■■■平方メートル他3筆、合計4筆です。

利用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している」。具体的状況は、水稻及び野菜畑などです。

以上、第48号議案のご説明とさせていただきます

議長
中西委員

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第48号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、■■■■年に相続税の納税猶予の適用を受けられた農地の利用状況の確認です。

農地は市街化調整区域内にあり、20年を経過したことから、納税猶予が確定する最終確認になります。

所在地は、■■■■の■■■■から■■■■へ約■■■■メートル行ったところの農地3筆と、そこから■■■■に約■■■■メートルいったところの農地1筆の合計4筆で、面積の合計は■■■■平方メートルです。

相続人は、■■■■にお住まいの■■■■氏です。

現在の耕作状況は、今宮では水稻や果樹などを栽培され、白島では野菜などを栽培されておられますので、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして原案どおり、承認することに決定したいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

全委員
議長

異議なし。

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

事務局

次に、日程第5、報告第42号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

報告第42号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地の所在は坊島■■■■、地目は、台帳田、現況畑、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は住宅となっております。

事務局

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年8月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第42号のご説明とさせていただきます。

議長
岸本委員

本件につきまして、岸本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
報告第42号につきまして、調査内容をご報告いたします。
届出地は、■■■■■■■■■■を■■■■へ約■■■■メートル行ったところの区画整理された住宅地の中の農地です。

届出人の■■■■氏が、住宅を建設されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■■■側は住宅用地、■■■■側・■■■■側は共同住宅、■■■■側は道路となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第6、報告第43号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第43号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地の所在は萱野■■■■■■■■■■、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は■■■■平方メートル他3筆、合計4筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■■■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は共同住宅となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年8月14日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第43号のご説明とさせていただきます。

議長
野口委員

本件につきまして、野口委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
報告第43号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■を■■■■へ約■■■■メートル行ったところの■■■■側の4筆の農地です。

届出人の■■■■氏が、共同住宅を建設されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■■■側は駐車場及び農地、■■■■側は、宅地及び農地、■■■■側は宅地及び駐車場、■■■■側は駐車場及び農地となっており、汚水は公共

野口委員 下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。

議長 以上で、調査内容の報告を終わります。
次に、日程第7、報告第44号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
報告第44号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきましてご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は小野原西■■■■■■■■■■、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は■■■■平方メートルです。

届出人の住所は■■■■■■■■■■、氏名は■■■■氏、職業は■■■■、転用目的は自己住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年8月17日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第44号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
報告第44号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■の道を挟んで■■■■側の農地です。

届出人の■■■■氏が、自己住宅を建設されようとすることから、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、■■■■側・■■■■側は道路、■■■■側は他人の農地、■■■■側は自己所有地となっており、汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないと思われま

す。

議長 以上で、調査内容の報告を終わります。
次に、日程第8、報告第45号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理の取消から日程第11、報告第48号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理については、関連しますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第45号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理の取消について、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は稲■■■■■■■■■■、地目は、台帳田、現況は畑、面積は■■■■平方メートル他1筆、合計2筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

譲受人の住所は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED]、譲渡人の住所は、 [REDACTED] [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、転用目的は物販店舗で、取消理由は譲受人錯誤となっています。

続いて、報告第46号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による、所有権移転届出受理の取消についてご説明申し上げます。議案書4ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は稲 [REDACTED]、地目は、台帳田、現況は畑、面積は [REDACTED] 平方メートル他2筆、合計3筆、面積の合計は [REDACTED] 平方メートルです。

譲受人は、報告第45号と同一で、譲渡人の住所は、 [REDACTED] [REDACTED]、氏名は [REDACTED] 氏、転用目的は物販店舗で、取消理由は譲受人錯誤となっています。

本2件につきましては、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年7月28日に受理し、令和2年8月19日に取消したものでございます。

次に、報告第47号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきましてご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地及び譲渡人は報告第45号と同一です。

譲受人の住所は [REDACTED]、氏名は [REDACTED] [REDACTED] 氏、職業は [REDACTED]、転用目的は物販店舗となっています。

続いて、報告第48号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、参考資料は13ページからでございます。届出地及び譲渡人は報告第46号と同一です。

譲受人は、報告第47号と同一です。転用目的は物販店舗となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年8月21日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第45号から報告第48号のご説明とさせていただきます。

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

まず、報告第45号および第46号につきましては、令和2年7月28日に受理しました農地法第5条の規定による所有権移転の届出に関して、譲受人に錯誤があったことから、取消の届出があったものです。

次に、報告第47号および第48号につきましては、同一の届出地に関

麻生委員

しまして、新たな譲受人にて、農地法第5条の規定による所有権移転の届出がなされたもので、本件につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の■■■■にある農地です。

報告第47号の譲渡人は■■■■氏、報告第48号の譲渡人は■■■■氏で、この2件の譲受人は、■■■■氏で、一体的に譲り受け、物販店舗を建設するための開発の許可も地位継承されております。

周辺につきましては、■■側・■■側は道路、■■側は宅地、■■側は他人所有の農地です。

汚水は公共下水道に接続、雨水は道路側溝へ放流されるとのことで、周囲の農業経営に影響はないと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第12、報告第49号、農地状況報告の件を議題といたします。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

どなたかおられますか。

長澤均委員

■■■■氏、■■■■氏、■■■■氏の3点のご報告をさせていただいてます。3点目の■■■■氏ですが、第46号議案で所有権移転の許可をすることに決定されました農地でございます。議案参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。2筆ございまして、■■側が粟生間谷西■■■■、地目畑でございます。現場の状況が2ページにあります写真の中で、真ん中上部にこんもりと森がございます。地目は畑として、琵琶等の果樹を栽培されていましたが、雑草が生い茂っています。従いまして、譲受人■■■■氏に、剪定並びに伐採等必要な措置を講じていただくようお願いしていく必要があるものと思っておりますので、適正に農地管理されるよう要請したいと思います。

議長

他にございませんか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございませんか。

事務局

(地区別農業委員会研修会の開催について、令和2年7月豪雨災害義援金の募集について、次回の農業委員会総会の日程について説明)


議長

これもちまして、令和2年第9回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時閉会)

上記は、令和2年第9回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 稲垣 恵一 

署名委員 麻生 忠 

署名委員 中井 徳彦 